

令和4年豊能町議会9月定例会議  
総務建設常任委員会

会 議 録

令和4年9月8日（木）

豊 能 町 議 会

令和4年豊能町議会9月定例会議  
総務建設常任委員会

年月日 令和4年9月8日(木)

場所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6名

中川 敦司 才脇 明美 寺脇 直子  
管野英美子 秋元美智子 川上 勲

欠席委員 なし

委員外出席 永並 啓(副議長)

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	川村 哲也
まちづくり調整監	松本真由美	総 務 部 長	仙波英太郎
都市建設部長	坂田 朗夫	都市建設部理事	浄住 修
まちづくり創造課長	田中 久志	秘書人事課長	池田 拓也
総 務 課 長	平田 旬	行 財 政 課 長	山内 拓
建 設 課 長	仲村 晴好	都 市 計 画 課 長	田中 克生
農 林 商 工 課 長	中谷 康彦	吉 川 支 所 長	高田 浩史

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 浜本 正義 書 記 清水 義和

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和4年豊能町議会9月定例会議付託案件について

- ・ 第31号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件
- ・ 第32号議案 豊能町職員の降給に関する条例制定の件
- ・ 第34号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件
- ・ 第35号議案 職員の定年等に関する条例改正の件
- ・ 第36号議案 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- ・ 第39号議案 豊能町農地災害復旧事業の施行について
- ・ 第40号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて  
(関係部分のみ)
- ・ 第41号議案 令和4年度豊能町一般会計補正予算(第4回)の件  
(関係部分のみ)

2. その他

午前 9 時 30 分 開会

○委員長（中川敦司君）

皆様、おはようございます。

定刻になりましたので会議を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は 6 名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより総務建設常任委員会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策で、委員間の距離をとるため、通常の席から変更をしております。

皆様には、マスクの着用をしていただいておりますが、発言の際にも、着用のままをお願いいたします。

また、傍聴につきましては、スペースの関係上、第 1 会議室にて、音声傍聴の形をとらせていただきますので、御了承をお願いいたします。

着座にて進めさせていただきます。

では、委員会の開会に当たりまして、町長より挨拶がございます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

委員の皆さん、おはようございます。

令和 4 年 9 月定例会議、総務建設常任委員会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、大変お忙しい中、御参会賜りましてありがとうございます。

また、平素から町政運営に対しまして、御理解御協力を賜っております。

ありがとうございます。

常任委員会に付託されました議案に対して丁寧に説明をさせていただきますので、ご慎重に審議賜り、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますけれども御挨拶にか

えさせていただきます。

○委員長（中川敦司君）

これより、本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、御手元に配付のとおりでございます。

令和 4 年豊能町議会 9 月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第 31 号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、第 32 号議案、豊能町職員の降給に関する条例制定の件及び第 35 号議案、職員の定年等に関する条例改正の件の 3 議案は関連性がございますので、一括して議題といたします。

なお、第 31 号議案と第 32 号議案は、第 35 号議案の提案に伴う提案とのことですので、第 35 号議案の説明の後に、第 31 号議案と第 32 号議案の説明をしてください。

では、提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

おはようございます、秘書人事課、池田です。

よろしくお願いたします。

それでは今回、提出させていただいております、第 35 号議案、職員の定年等に関する条例改正、それと関連いたします第 31 号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定及び第 32 号議案、豊能町職員の降給に関する条例制定の件、この 3 議案につきまして、事前にお配りをさせていただいております、説明資料により御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、資料には記載しておりませんが、法律改正の背景につきまして少し説明のほうをさせていただきます。

公的年金の支給開始年齢が、平成 25 年度以降、段階的に 60 歳から 65 歳へと引上げ

られることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは、無収入となる期間が発生し、雇用と年金の接続は官民共通の課題でありました。

既に、民間企業では、高齢者等の雇用の安定等に関する法律におきまして、65歳までの雇用確保措置を義務付けており、国家公務員につきましても、国家公務員制度改革基本法第10条に、雇用と年金の接続の重要性に留意して、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討することと規定されております。

人事院は、平成19年から、公務員の高齢期の雇用問題に関する研究会を開催し、平成21年7月の最終報告を踏まえ、制度と運用の見直し方策を検討されてきました。

定年の引上げにより対応する場合、雇用と年金の接続が確実に図られるほか、採用から退職までの人事管理の一体性、連続性が確保され、また、職員の意欲と能力に応じた配置、処遇も可能となります。

民間企業での取組みに留意し、60歳以降の給与の抑制、組織活力維持のための方策等を講じながら、段階的に定年を引き上げることで、来るべき本格的な高齢社会において、公務能率を確保しながら、職員の能力を十分活用していくことが適当であると判断されました。

こうしたことから、説明資料にあります地方公務員法の改正の趣旨のとおり、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるため、国家公務員の定年を基準として、同様の措置を講ずるための規定を整備するものでございます。

それでは資料にございます1番、定年の段階的引上げでございますが、平均寿

命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、定年の65歳引上げについての国会及び内閣に対する人事院の意見の申し出に鑑み、令和5年4月から、2年に1歳ずつ定年を引上げ、令和13年4月に65歳となります。

ただし、現在の定年年齢が65歳の職種については除くこととしております。

2番、管理監督職勤務上限年齢制（以下、「役職定年制」といいます。）の導入でございますが、管理監督職に就いている職員を管理監督職勤務上限年齢（60歳）に達した日以後の最初の4月1日（以下、この4月1日を「特定日」といいます。）に管理監督職以外の職へ降給を伴う異動を行います。

現在、降給をする根拠となる条例がないことから、新たに降給条例を制定するものでございます。

3番、60歳に達した職員の給料でございますが、人事院の意見の申し出に基づき、当分の間、職員の給料月額、特定日以後、その者に適用される給料表の職務の級、号に応じた額に7割を乗じて得た額とします。

ただし、役職定年制により降給された職員につきましても、降給後の給料月額の7割措置額と、降給前の給料月額の7割措置額に差がある場合は、その差額を調整額として支給することとなります。

続きまして4番、定年前再任用短時間勤務制の導入でございますが、定年前再任用短時間勤務制は、現在の再任用制度を廃止し、新たに60歳以降の職員が一旦退職した上で、短時間勤務の職に任用することができる制度でございます。

任期につきましても、60歳以降、退職日以後、最初の4月1日から、定年退職日、または定年退職相当日までとなります。

次に5番、職員の退職手当でございますが、特定日に達した日以後、定年前に退職する場合であっても、60歳で定年退職した場合と同様に、退職手当を算定し支給いたします。

定年引上げに伴い、特定日以降の期間の給与が減額（7割措置）をされますが、退職手当の基本額の計算方法の特例措置を適用し、60歳時の給料月額をもとに、退職手当を計算し支給するものでございます。

6番、情報提供・意思確認制度でございますが、職員が60歳に達する年度の前年度に、特定日以降に適用される任用、給与、退職手当の「制度」に係る情報を提供し、勤務の意思確認を行います。

職員は、60歳以降は、給料が7割水準となることや、管理監督職の職員にあつては、役職定年による降給の対象となるなど、60歳以降に適用される制度が大きく変わるることとなるため、引き続き、常勤職への勤務を希望するのか、一旦退職した上で、定年前再任用短時間勤務職員等を希望するのか、あるいは、退職してそのあとはもう職員として働かないのか、という意思を確認することとなります。

この確認につきましては、確認後に、職員の意思が変わるということも当然想定されておりますので、そこで意思確認を行った内容でなければならないというものではございません。

7番、定年前早期退職特例措置における当分の間の措置でございますが、早期退職募集に応募し、認定を受けて退職する場合の給料月額の割増率は、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率が維持されることとなります。

8番、暫定再任用制度でございますが、暫定再任用制度は、定年が段階的に上げられる経過措置期間において、65歳まで再

任用できるよう、現行の再任用制度を廃止し、同様の仕組みを措置する制度でございます。

また現在の再任用制度で任用されている職員につきましては、令和5年4月1日において、暫定再任用職員として採用されたものとみなされます。

任期につきましては従前の再任用制度の残任期間ということになります。

令和5年4月1日以降に退職した職員につきましては、その職員の定年退職相当日から65歳に達する年度の末日までの間、暫定再任用職員として任用することができます。

なお、暫定再任用職員の任期につきましては1年以内で、1年を超えない範囲で任期を更新することができます。

この取扱いにつきましては、現在の再任用と同様ということになっております。

次に9番、段階的引上げ期間中の定年年度と対象職員でございますが、職員の定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引上げられ、令和13年4月に65歳となります。段階的引上げの期間中の定年年度と対象職員につきましては、その下にお示ししております表のとおりとなります。

この表でございますが、ちょっと細かくてわかりにくいんですけども、左側下から4列目、ちょうど赤く色を塗ってるところを、ちょうど昭和40年の4月2日から41年4月1日生まれ、このケースで御説明を申し上げます。

この生年月日の職員につきましては、現行の定年60歳の場合は、令和7年度末で退職となりますが、改正後は、経過措置により、定年相当日が63歳となり、令和10年度末で退職となり、令和12年度末まで暫定再任用職員として任用することができます。

ただし、職員が、現行の定年60歳で、退

職を希望する場合は、令和8年度から令和10年度末まで、定年前再任用短時間勤務職員として任用し、11年度から12年度末まで、暫定再任用職員として任用することができます。

なお、定年年齢を、2年に1歳ずつ引き上げることから、この表の1番上の部分、横軸に年度と記載しておりますが、この年度で着色をしていない年度、令和5年度、7年度、9年度と奇数年度になるんですけども、この年度につきましては、制度上、退職者が存在しない年度ということになります。

10番、その他ですが施行は令和5年4月1日から施行するものでございます。

それでは、続きまして議案の説明のほうをさせていただきます。

第35号議案、職員の定年等に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページから44ページ、並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

改正の理由でございますが、地方公務員法の改正内容に準じ、一般職の職員の定年延長制度に関し、所要の改正を行うものでございます。

それでは条例改正の内容について御説明申し上げます。

第1条では、職員の定年等に関する条例の趣旨を規定していますが、今回の改正で、定年前再任用短時間勤務職員の任用、及び管理監督職勤務上限年齢による降給等を規定することから、引用しております地方公務員法の条項を改めるものでございます。

第3条では、職員の定年年齢の規定を、60歳から65歳に改めるものですが、国民健康保険国保診療所において、医療事務に従事する医師及び歯科医師の定年は、改正前の条例が65歳と規定していたことから削除

するものでございます。

第4条では、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲で引き続き勤務することができることを規定していますが、任期の特例により延長された職員につきましては、3年以内まで可能とするよう規定するものでございます。

第6条では、役職定年の対象となる管理職を管理職手当の支給対象者と規定するものでございます。

第7条では、役職定年年齢を60歳と規定するものでございます。

第8条では、役職定年による降給等についての配慮事項を規定するものでございます。

第9条では、役職定年年齢に到達後、勤務の特殊性により、3年を超えない範囲で勤務することを可能とする内容を規定するものでございます。

第10条では、勤務延長の規定により、期間を延長する場合に、職員の同意を必要とすることを規定するものでございます。

第11条では、勤務延長された後に、その事由が消滅したときに、他の職へ降給とすることができることを規定するものでございます。

第12条では、年齢60歳に達した後の退職者について、その者の定年退職相当日までの間、定年前再任用短時間勤務職員として任用できることを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございますが、附則第4項に規定する60歳到達以降の任用形態、給与等の必要な情報を提供、意思確認することにつきましては、公布の日から施行するものでございます。

また、附則第3項では、定年年齢に関する経過措置を定めるもので、令和5年4月

1日から令和13年3月31日までの間における定年年齢を61歳から64歳とするものでございます。

説明のほうは以上となります。

続きまして、第31号議案、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページから20ページ、条例の概要資料をあわせて御覧ください。

制定の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和5年4月1日から職員の定年延長制度が導入されることに伴い、関係条例におきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第1条では、職員の定年等に関する条例の改正により、60歳に達した職員を定年前再任用短時間勤務職員として採用することを規定したことにより、職員の再任用に関する条例を廃止するものでございます。

第2条では、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を改正し、定年延長により、降給している場合の減給額を定めるものでございます。

第3条では、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を改正し、公益的法人等への派遣をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とするものでございます。

第4条では、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例を改正し、外国の地方公共団体の機関等への派遣をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とするものでございます。

第5条では、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正し、再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務

職員に改めるものでございます。

第6条では、豊能町職員の育児休業等に関する条例を改正し、育児休業又は育児短時間勤務をすることができない職員について、役職定年の延長を受けている職員とし、再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

第7条では、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を改正し、地方公務員法の改正による引用条項を整理するものでございます。

第8条では、豊能町一般職の職員の給与に関する条例を改正し、再任用職員及び再任用短時間勤務職員の文言を定年前再任用短時間勤務職員に改め、附則におきまして、60歳に達した最初の4月1日以降の給料月額につきまして、100分の70と定め、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものです。

また、役職定年による降給の方法について定めるものでございます。

第9条では、職員の退職手当に関する条例を改正し、退職手当の基本額の特例措置を追加するものでございます。

また早期退職の年齢を定年65歳から20年を減じた年齢以上と改め、地方公務員法の改正による引用条項及び文言を整理するものです。

また、雇用保険法の一部を改正する法律の改正内容に準じ、失業等給付に係る暫定措置の継続について定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、第32号議案、豊能町職員の降給に関する条例制定の件につきまして御説明申し上げます。



議案書の 21 ページから 24 ページ及び条例の概要資料をあわせて御覧ください。

制定の理由でございますが、地方公務員法の一部を改正する法律の改正により、国家公務員に準じた職員管理を行うもので、第 35 号議案、職員の定年等に関する条例の改正により、令和 5 年 4 月 1 日から職員の定年年齢の引上げが行われることとなります。

令和 5 年 3 月 31 日現在、管理監督職である職員につきましては、管理監督職勤務上限年齢により、4 月 1 日付で、非管理監督職に降給することとなりますが、現在本町には、役職定年により降給する根拠となる条例がないことから今回制定するものでございます。

条例の概要でございますが、第 1 条は本条例の目的を規定するもので、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を規定することを定めるものでございます。

第 2 条は、降給の種類を規定するもので、降給の種類は降格及び降号の 2 種類であることを規定し、役職定年制により、現在の管理監督職から非管理監督職にすることを降給として定めるものでございます。

第 3 条及び第 4 条は、降給の事由を定めるもので、役職定年制により、現在の職務の級より下位の職務の級に分類された職務を遂行することとなった場合のほか、勤務成績が良好でない場合を定めるものでございます。

第 5 条は、降給させる場合には、その旨を記載した書面を、当該職員に交付しなければならないことを規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

長くなりましたが議案の説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

はい、ありがとうございます。

ではこれより、ただいまの 3 件を一括して質疑を行いたいと思います。

質問ありますか。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。おはようございます。

作っていただいた説明資料の 4 番のところなんですけれど、60 歳の退職で選択は週 4 日のみなんですか、週 4 日 29 時間のみなんですか、週 5 っていう、今再任用されている方、週 5 という選択もあると思うんですけれど、その時間は何時間ですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

定年前再任用短時間勤務制でございますが、この制度につきましては、フルタイムの勤務ということはできません。

あくまでも短時間ということでございますので、法律上は 15.5 時間から 31 時間以内で、市町村が規則、要綱で定めるということになりますので、現在の豊能町の再任用制度で申し上げますと、短時間勤務の職員につきましては、週 4 日の勤務時間につきましては、9 時から 5 時半という常勤職と同じ時間での勤務を想定しております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

それでは、そのまま働くことで、給与が 7 割になるということで、そのときの退職金は 60 歳で貰わないで、65 歳で貰うということですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

定年前再任用短時間勤務制でございますが、この制度につきましては、一度、60歳で退職をするというのが原則となります。

ですので、まず退職をすることによりまして、当然退職手当の支給を受ける。

受けた後に、この表にあります、定年65歳まで、あるいは今経過措置が設けられますので、各この生年月日という令和8年とか10年まで、ここまでの期間を、定年前再任用短時間勤務職員として、任用することができるというものでございます。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません、ちょっとわからなかった。

65歳まで、そのまま働く。今は60歳定年です。65歳までそのまま9時から5時半まで働く、そして、退職金は60のときに貰うんですか、それともずっとためておいて、65歳のときに定年を迎えて貰うんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

すいません、説明がちょっと悪くて申し訳ございません。

今、この4番に記載のほうさせていただいております、定年前の再任用短時間勤務職員。この職員については、60歳で一度おやめになられて退職手当を貰う。

貰った後の選択肢としましては、60歳以降に職員として、まず働くか働かないか。

働くということを希望した場合に、選択肢としてありますのは、短時間勤務しかない。フルタイムっていう選択肢はないと

いうことになる。

で、給料ですけれども、先程来ですね7割措置が講ぜられるというようなお話をさせていただいておりますが、定年前再任用短時間勤務職員につきましては、60歳到達年度の給料月額をベースにするのではなくて、再任用の職員につきましては、給料表に再任用の給料月額というのがもう既に定められておりますので、その額、その額というのはフルタイムの額ですので、仮に週4日来られるようでしたら、その額の5分の4の額が、その再任用職員の給料月額になるということになります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

一旦全員60歳で退職金を貰うっていうことですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

申し訳ございません。

60歳を迎えた職員で、まず退職をされる方、この方は当然この時点で退職手当の支給を受けられます。

ただ、今、例えば役職定年で7割措置での給料月額で働いていただくという制度があるという話をしていますが、この場合は、退職は伴いませんので、60歳以降もそのまま退職せずに、職員のまま、在籍しまして、その者に関わる定年退職日、または定年退職相当日、この日に退職したと同時に退職手当を支給するということになります。

以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません、令和 13 年度に完成形ができるということですが、そのときはもう 60 歳という区切りはなくて、全員が 65 歳で退職なんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

この制度が完成したとき、令和 13 年度につきましても、同じように 60 歳の時点でどうされるかっていうのを、その 60 歳を迎える前年度に意思確認を行います。

確認した上で、同じ話ですけれども、一度退職されて、再任用短時間でお勤めいただくか、おやめにならないまま、7 割の給料で 65 歳までお勤めいただいて、65 歳で退職していただくときに、退職手当を支給するという形になっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

最後の質問です。

今まで、管理職で命令・指示されていた方々が事務職になったり、窓口で住民に怒られたり、一生懸命お仕事なさってるっていうのを目の当たりにしているんですけども、そういうところの精神的なものとかプライドとか、そっちもすごく心配なんです。

昨日、高尾議員の総括質疑でも職員組合に話すかという話も、出ていましたけど、その辺り、60 歳退職で、引き続き働く人に対して、何かヒアリングとか、おまえそこ行けじゃなくて、そういう温かいサポートっていうのはあるんですか。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

60 歳以降の管理職の方が退職されてということでございますが、現行の再任用制度も同じでございますが、当然定年を迎えられる前に、60 歳以降の働き方をどうされるかということで意思確認は当然行います。

行うときにですね、例えばですけれども、7 級の部長級の方が御退職されて、現在の現行条例でいきますと再任用 4 級のところ、4 級再任用ということになると。

当然、級によってどういう職務を求めているかというのは、これは規則で定められておりますので、当然、若い職員の 4 級もいてれば、部長で再任用になった 4 級もいてると。

ただ、年齢で職務の内容が変わるものではないと、いうところもあるので、その辺は一定御理解をしていただいた上で、お勤めしていただいているかなと。

ただ、7 級部長級から 4 級になるということで、一般の若い職員とは違わせて、先ほども説明させていただいたとおりですね、知識とか経験、これはもう一番豊富にお持ちになられていると。

業務の継続性とも考えますと、そういう知識の継承というのは当然これすごく必要になってくる部分だと思いますので、4 級職務を遂行していただくのは当然ですけれども、そういう事務の継承というものも、していただきながらということで、事前に、いきなり 4 月 1 日に、4 級だよっていうものではなくて、事前に、そういう話はさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

ほかありますか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。おはようございます。

とても難しかったです。

これは、要は65歳まで、60歳で一度やめてはいただくけど、そのあと5年間身分を保障しますと、ただ、給料は安く下がりますよという、大ざっぱに言ったらそういう制度かと思うんですね。

それである、まずその退職金のことをお尋ねしたいんですが、60歳で一遍いただく形になるか、いただいてもいいんですけど、いただかない場合は預けた形になりますよね、町に。

これはその金額のまま預かってくんですか、何か運用して、年何%かで運用していくとかそういう形になるのかどうかってのが1点。

それともう1点は、働かないって決めた方は、もう、ちょっとさっきお話ししながら、一遍働かないと決めても、まだ2～3年たったら戻りたいっていうことが、そんな猶予があるのかなと一瞬思ったんですが、この2点お尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

まず、1点目の退職手当でございますが、60歳で退職せずに、お勤めいただいた方の退職手当を、町のほうが預かるというものではなくて、あくまでも、職員として在籍し続けますので、その方の定年退職日、またはその定年退職相当日に退職を迎えたときに、給料が7割に、当然60歳以降落ちるわけですが、落ちることによって退職手当の額、当然給料月額をベースとしておりますので、額が下がってしまうということが懸念されますので、そういったことがないように、退職時の特例というものを設けまして、60歳時の給料月額をベースに、退職手当を計算して支給するというものでございます。

2点目の、60歳で退職された方ですね、現行の定年年齢で退職された方が、1年働かないで、その次の年に働きたいと。で、制度上だけで言いますと、定年前再任用短時間勤務職員というのは、一度定年した後であればですね、一定期間空いても、任用することはできます。ただ、こちら任用側としましては、任用する職員の方ですね、過去1年・2年の、当然勤務実績等を見た上で、選考いたしますので、例えば、池田が3年空いてて何をしていたかわからないという状況で、ちょっと任用するっていうことがどうかっていうところはあるので、制度としてはできる制度とはなっております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ちょっと一旦期間空けても、制度としては受け入れる形にはなってるけど、さあそこで採用するかどうかわかりませんよということですね、まず1点。

それはわかりました、まずこれは。

もう1点、60歳過ぎてからの退職金の受け方なんですけども、そのとき7割下がってきますからその時点で計算すると、非常に前よりは、最終的に下がってしまう、こういう懸念があると。だから元のところで計算しますって言ったときは、これは、その後、例えば1年2年働いた月数っていうのは関係するんですか。プラスになってくんですか。この月数、お願いします。

ちょっと私は、退職金の計算の仕方が、間違ってるかもしれないけど。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

退職手当の計算方法でございますが、ま

ず勤続年数に応じまして、基礎となる給料月額に率を乗じて得た額、簡単に言いますと率を乗じて得た額となります。

退職手当の率でございますが、勤続 35 年を超えますと、率が止まります。

止まるというのは、例えば 35 年で申し上げますと、47.7090 という数字なんですけど、この数字がですね、35 年以上ですので 40 年になっても 45 年になってもおんなじ率なんです。

ですので、60 歳の時点で、この 35 年を迎えている職員につきましては、まずは、61 になっても 62 になっても率が同じなので、プラス加算っていうのはまずないとなっております。

ただ、今申し上げますのは 35 年から止まるという話をしておりますので、ちょっと有り得ないですけども、四十何歳で、御就職されて 60 歳迎えられる、定年が 65 歳となりましたら、この 5 年分の勤務期間に応じた率に相当する退職手当分というのは、当然、追加というか上乘せをした形で支給するという形になります。

以上でございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

あたし、定年になって 60 になったときに、さあそのときに退職金貰って、この役所で 7 割減になって働いたほうがいいのか、それとも貰わないで、7 割減になって働いて、後でまとめて貰いましょうといったときにどちらが得ですか。

どちらが多く退職金貰えるのか、ちょっと今の説明でわかんなかったんですけども。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今の委員の例で申し上げますと、まずお勤めになられてる年数が何年かっていうところが一つ気になるかなと。

60 歳であろうが 65 歳であろうが、率が変わらないということで前提としますと、退職手当の額は全く同じ額になりますので、あとは、60 歳から 65 歳までの 7 割の給料月額、あるいは期末勤勉手当ですね。この分の収入をどう考えられるか、ここは個人によって異なるところかと思えます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

だから結局は、今の話の内容でいくと、退職金だけじゃなくて、通常の働いてるときにいただくお給料も考えて、総トータルでどっちがいいのかなというのを、これはもう各個人個人が判断せざるを得ないのであって、いろんな場合があるから、得かどうかというのはそれぞれのパターンで違うので、個々の職員さんが考えて判断していかざるを得ないということでよろしいんですかね。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

はい、委員長おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

今回ね、ちょっと大変な、確かに 2 年刻みでいったりとか、この方はどういう立場で働いてるとか、いろんな計算がこれから町にとって大変になってくると思うんです。これに関するシステムの改修になるんですか、このあたりはちょっとわからん。

この条例だけじゃなくて、今後町にかかる負担、その計算なんかしていく上で、今のあるシステムの中でされていこうとするのか、何か新たに導入されてこうとして

いるのか、もし今そのお考えがあるようでしたら、お尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

定年延長に関わる、給与システムの改修でございますが、この費用を当然発生するという事になってまいります。

で、令和4年度の当初予算の要求の中に、給与システムの改修予算ということで、もう既に計上のほうをさせていただいておりますので、お認めをいただいておりますので、これからのスケジュールとしましては、議会でお認めいただいた後に、令和5年の4月1日にスムーズに運用できるように、給与システムの業者と調整しながら、改修作業を進めていくと、いうふうに想定しております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

予算計上している。お幾らですか。

これっていうような、国の制度の変更ですから、国からちょっと当然カバーがあるんだというふうな理解ですが。

いいです、今すぐわからなくても、後ほど教えていただければ。

今わかりますか。

○委員長（中川敦司君）

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

すいません、具体的にちょっときっちりした金額出てこないんですけど、大体百五、六十万を追加というか、補正で173万8,000円ですね、あげさせていただいております。

ただ、この改正には、今回の定年延長に

関わる制度改正と、あと共済の関係の改正の改修も当然含まれてまして、この170万という金額になっております。

ちょっとその内訳についてはすいません、今ちょっと手持ちの資料がございません。

よろしく申し上げます。

○委員長（中川敦司君）

あと、どうですか、この3案は。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

おはようございます、寺脇です。

今いろいろ御説明受けたんですけども、ちょっと改めて確認したいんですけども、この条例が定年が延長になるっていうところの、その社会的な背景と、今の再任用とどういふところが違うのかっていう、2点をちょっと伺います。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

まず1点目ですけれども、社会的な背景ということでございますが、先ほどちょっと簡単に説明をさせていただいたところなんですけど、もう民間のほうで、65歳の定年を、もう義務化していると。一方、公務員のほうはかなり遅れておまして、ただ、今、年金制度がですね、皆さん御存じのとおり、もう65歳からの支給ということになっております。で、現行の定年年齢でいきますと、60歳から65歳までの間がですね、収入が一切ないというようなことが懸念されて、で、ここを民間補正と同様に合わせて65歳にしていこうということで、今回、国家公務員法のほうも改正されて65歳になったということでございます。

2点目ですけれども、再任用の制度でございますが、現在の再任用の制度とそんなに大きく変わるようなところは特にないと。

ただ、現在の再任用の制度といたしますのは、60歳で定年を迎えたときに、フルタイムかパートタイムかどちらにしますかというような選択がまずこの時点であったと。

今回定年延長に伴う、まず60歳から定年までの間、利用いただける定年前再任用短時間勤務職員といたしますのは、当然フルタイムという選択肢はございません。

これは、フルタイムをもし御希望されるようであれば、退職せずにですね、そのまま、7割給料でお勤めいただいているということになっております。

で、今、経過措置期間中、この間はですね、63歳で仮に、定年を迎えられた場合、65歳までの間、暫定再任用制度というのがございます。

この暫定再任用制度というのは、現行の再任用と全く同じ制度でございます、職員の働き方を希望していただく、パートタイムなのかフルタイムなのかということところで、決定をしていくということでございますので、今の制度とそんなに大きく変わったというものではございません。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいか。1点よろしいですか。

非常にややこしい。内容を聞いてたらいろんな選択肢もあるし、結局その選び方は、結局は各その職員さんの、該当する職員さんがどれを選べばよいかいうのを自分で判断しないかということなんやけども、こういうややこしい、当然私らにとっても、ややこしい内容やけども、当然実際該当される職員さんにとっても大変や思うんやけど、その辺り、職員さんに対する、もうぼちぼちこれ該当しそやねというような方、多分何人かいらっしゃるかもわかりませんが、そういう方については、それなりのやっぱり説明とかそんなんはあるんですか。

いやもう一切説明せんと、もうこれがルールやからこれでもう考えて、みたいなそんな感じなのかその辺りはどうなんでしょうかね。

はい、池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回上程させていただいております、この定年の延長の条例の関係でございますが、基本4月1日から施行ということですが、職員の意思確認制度につきましては公布の日から施行ということで、まず職員向けに、現在考えておりますのは、この定年延長制度にかわるしおりみたいなものですね、わかりやすく書いたものをこれはもう年齢問わず全職員に、まず配布のほうをさしていただいて、定年間近の職員につきましては、定年を迎える前年度に、その制度設計とかを当然お考えになられるかと思っておりますので、先程来説明しております、退職だけするかとか、こういう7割給料になったらこうなるよとかっていう説明を一定させていただいた上で、最終、御本人さんの60歳以降どうされるかっていうのと見比べて御選択をいただくという形をとる予定をしております。

○委員長（中川敦司君）

ということは少なからずも、職員さんには、それなりのやっぱりきちっと説明いうかね、徹底はさせていただきますということなので安心をいたしました。

はい、ほかよろしいですか。

質問、よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。そうしましたら質疑を終結をいたします。

ではこれより、第35号議案に対する討論を行います。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり、可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長(中川敦司君)

はい、挙手全員であります。

よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、これより第31号議案に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長(中川敦司君)

はい。挙手全員であります。

よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、これより第32号議案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。では討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長(中川敦司君)

挙手全員であります。

よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

そうしましたら続きまして、第34号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長(山内 拓君)

おはようございます。行財政課、山内です。よろしくをお願いいたします。

それでは、第34号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件について説明させていただきます。

議案書の29ページを御覧ください。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるものでございます。

それでは、条例の概要について説明させていただきます。

概要書を御覧ください。

本条例につきましては、1の選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費(第4条関係)といたしまして、選挙運動用自動車の借入れについては、1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料代金については、7,560円から7,700円に引上げ、2の選挙運動用ビラの作成の公営に要する経費(第6条及び第8条関係)といたしまして、1枚当たり7円51銭から7円73銭に引上げ、また、3の選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費(第9条関係)といたしまして、印刷費、一枚当たり、525円6銭から541円31銭に、企画費につきましては、31万500円から31万6,250円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお附則といたしまして、施行期日として、この条例は公布の日から施行することとし、適用区分として、施行の日以後その



期日を告示される選挙から適用することについて規定するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

それでは、これより本件に対する質疑を行います。

質問ありますか。

はい、川上委員。

○委員（川上 勲君）

3つ目のですね、印刷費が一枚 541 円 31 銭となっておりますけど、これは、公営掲示板の各箇所の数だけの枚数でっか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

ポスター経費につきましては、限度額が、改正前は 35 万 3,079 円、改正後は 36 万 126 円になります。

その単価を出す計算式は別にあるんですけども、この印刷費に関しましては、豊能町の選挙管理委員会がポスター掲示場を設けている町内 81 箇所の分の経費になります。

以上になります。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほかよろしいですか。ありませんか。

1点、私からよろしいですか。

これ、それぞれアップしてはありますが、計算してませんが、全部一律同じパーセンテージですか。

ちょっとごめんなさい、計算はできてないけども。そのいわゆる、世間の物価のね、そういう変動によってアップしますというふうな説明もねあったかと思っておりますけども、そういった意味では一律なのかなどうなの

かな。それとも何か違う、何かパーセンテージのものもあるのかとか、その辺りどうなんでしょうか。

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

ちょっと、一律のアップっていうところはちょっと私、計算では出してないんですけども、多分一律のアップではなく、物価上昇を見ながら、公職選挙法の施行令の改正が行われたと思っておりまして、一律アップっていうことではないと思っております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ということは、それぞれ項目いろいろ違いますけども、それぞれ項目ごとに、多分、何かその、なんぼアップするかみたいなそういうふうな一つの方針があって、それに則ってこの計算式、こういう数値になっていると考えておいたらいんですか。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

今回条例に出ささせていただいております限度額の改正につきましては、公職選挙法の施行令の改正の金額をそのまま豊能町の公費負担の条例の改正の金額と合わせている状態になります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ということは、結局その公職選挙法の数値そのまま使ってるということなので、結局その何%、どれを何%上げたかという理由まではわからないということですね、国のほうの方針だからね。はいわかりました。ありがとうございます。

ほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい、では、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員であります。

よって、第 34 号議案は、原案のとおり可決されました。

第 36 号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

第 36 号議案、豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件につきまして、御説明させていただきます。

議案書の 45 ページから 49 ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせて御覧ください。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業の取得要件を緩和するため所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明させていただきます。

第 2 条は、育児休業をすることができる非常勤職員の任期の要件につきまして、民間の有期雇用労働者の出生時育児休業の取得要件を踏まえまして、現行の要件に、「子の出生の日から 57 日間が経過した日から 6 月を経過する日までに任期が満了及び

任期の継続が明らかでない場合」との要件を追加するものでございます。

また、育児休業をすることができる非常勤職員の要件につきまして、子どもが 1 歳に達する日に育児休業をしている場合で、必要と認められる場合につきましては、1 歳到達の翌日を初日とするとしておりましたが、夫婦交代で育児休業をする場合は、1 歳 2 か月到達日の翌日を初日とするとの要件を追加するものでございます。

第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 は、1 歳 6 か月または 2 歳まで育児休業ができる要件を規定しておりますが、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化を図るため、育児休業の開始が 1 歳到達日または 1 歳 6 か月到達日の翌日からであるところを、配偶者が、この 1 歳または 1 歳 6 か月到達日の翌日以降に育児休業をしている場合、その育児休業に引き続き育児休業をすることができるという要件を追加するものでございます。

これによりまして、期間の途中で夫婦交代での取得が可能となるということで民間法制に合わせるものでございます。

また、それぞれの期間中の取得回数でございますが、これも同様に、民間法制に合わせる形で、取得回数を 1 回というふうに制限するものでございます。

第 3 条は、取得回数の特例規定で、育児休業等計画書により、事前に申し出ている場合に限り、再度の育児休業できるとしておりましたが、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されまして、取得回数が緩和されたことにより、この規定が必要ないことから、削除し、育児休業をできる職員に、非常勤職員に加えて任期付職員を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものです。

なお、施行日前に、育児休業等計画書を

提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第11条の規定の適用につきましては、改正前の条例によるものとしております。

説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定賜りますよう、よろしく願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

これより本件に対する質疑を行います。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

全くの、ちなみにの質問なんですけども、今回ね、幅がちょっと緩やかになりましたわね。取りやすくなったと。そのことで豊能町の中の職員の方々に、前の法じゃちょっと無理だったけども、これだったら行けるわっていうふうなケースがもし生まれていたらうれしいなという質問です。

ありますか、そういうケースは。もうお耳に入っていったらあれですが、ちょっとね、お尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

池田秘書人事課長。

○秘書人事課長（池田拓也君）

秘書人事課、池田でございます。

今回ですね、条例を上げさせていただいておりますが、おおもとの地方公務員の育児休業に関する法律というものが実は改正、同時期されておりました、常勤職員と非常勤職員で若干異なりますけれども、その法律の中でですね、従来常勤職員でありましたら、3歳になるまで1回で、その1回以外に57日までの期間でも1回、計2回とれるというのが法律改正前だったんですが、民間に合わせるという形で、それぞれ1回ずつプラスするということで2回取れるという形に改正がされたと。

非常勤職員につきましては、常勤は3歳

までですが、非常勤職員につきましては1歳まで。回数は常勤と同じですので、1歳までに1回、57日までに1回であったものが、それぞれ1回ずつをプラスすると。

私どもの町のほうでですね、3月議会のときにも、この改正でどれくらい対象がいててどうなるのというようなお話もいただいていたところなんですけれども、常勤職員についてはこの制度を特に女性職員についてはですね御利用いただいて、今回の改正は主に男性職員が育児参加をやっぱりもってしていこうよと、いうことで緩和をされておりますので、この57日以内といいますのは、女性職員については産後休暇を取得期間中でございますので、主に男性職員が育児参加はできると、いうふうな制度でございます。

一方、非常勤職員につきましても制度同じなんですけれども、この育児休業の期間中というのは原則、給料無給になると、いうようなところもありまして、今私どものほうで把握している、そういうのを取るか、相談とかいうのは、今のところはちょっと、寂しいですけれどもないという状況でございます。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

ほかありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○委員長 (中川敦司君)

はい、挙手全員であります。

よって、第 36 号議案は原案のとおり可決  
されました。

そしたら、暫時休憩いたします。

再開は、10 時 50 分といたします。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○委員長 (中川敦司君)

では、休憩前に引き続き、会議を再開い  
たします。

続きまして、第 39 号議案、豊能町農地災  
害復旧事業の施行についてを議題といたし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

仲村建設課長。

○建設課長 (仲村晴好君)

はい、建設課の仲村です。

おはようございます。

それでは、第 39 号議案、豊能町農地災害  
復旧事業の施行についての件につきまして、  
御説明いたします。

議案書の 58 ページを御覧ください。

土地改良法第 96 条の 4 第 1 項において読  
み替えて準用する同法第 87 条の 5 第 1 項の  
規定により、豊能町営土地改良事業を施行  
することについて、議会の議決を求めるも  
のでございます。

提案理由としましては、令和 4 年 7 月 18  
日から 19 日までの豪雨により被災した農地  
の災害復旧を施行するために、土地改良法  
第 87 条の 5 第 1 項の規定に基づき、応急工  
事計画を定めて議会の議決を求めるもので  
ございます。

次のページをお願いいたします。

事業名としましては、令和 4 年 7 月 18 日  
及び同月 19 日の豪雨による災害復旧事業で  
ございます。

総事業費は 300 万円でございます。

事業施行場所としましては、豊能町切畑  
2198 番地ほか 2 件の計 3 件で、これら 3 件  
全て農地でございます。

事業期間は令和 4 年 9 月から令和 5 年 3  
月までとするものでございます。

事業内容は、令和 4 年 7 月豪雨により被  
災した農地 (畦畔を含みます) の復旧を行  
い、従前の効用を回復するものでございま  
す。

それでは、被災箇所的位置と被災状況等  
につきまして、説明させていただきますので、  
S i d e B o o k s 内の R 4 . 7、災害  
位置図を御覧ください。

今回、被災した箇所につきましては、図  
面中央ぐらいからですね、切畑地区におい  
て、403 の 1、松谷農地と、403 の 2、西ノ  
前農地の 2 件。それから川尻地区におい  
ては、403 の 3、中の谷農地 1 件の合計 3 箇  
所でございます。

次に、被災状況については、同じ S i d  
e B o o k s 内の R 4 . 7、災害工事計画書  
を御覧ください。

まず、松谷農地でございますが、圃場整  
備が完了している農地で、被災した畦畔延  
長 11 メートルの法面復旧工事を行うもので  
ございます。事業費は 110 万円を予定して  
おります。

次に、西ノ前農地でございますが、こち  
らも圃場整備が完了している農地で、被災  
した畦畔延長 14 メートルの法面復旧工事  
を行うものでございます。事業費は、140 万  
円を予定しております。

次に、中の谷農地でございますが、被災  
したブロック積みの畦畔延長 2.5 メートル  
の復旧工事を行う予定でございます。工事  
費は 50 万円を予定しております。

説明は以上でございます。

御審議いただき、御決定賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

ではこれより、本件に対する質疑を行います。

はい、寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

これから国の査定を受けるということでしたけれども、これは補助率はどういうふうになってるのでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村です。

今回全て農地ですので、50%の補助率になっております。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほか、いいですか。ないですか。

一点私からよろしいですか。

この応急工事計画書の中でですね、事業費それぞれ、110万とか140万とか50万とか、金額が記載されております。

で、実際のその表の中の工事計画というところに、実際の工事する面積ですかね、60.5平米、それから次が77平米。次が5平米というふうな面積があって、私なりに事業費割ることの面積ですかね、それをしたところ、1番と2番については、1万8,000円みたいな単価になって、3つ目の項目については、単価が1平米当たり10万円という単価の大きな差があるんですけども、その辺りはどういった理由でしょうか。

仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

建設課の仲村でございます。

切畑地区の上の2件、松谷農地と西ノ前農地につきましては、圃場整備が終わりますので、田んぼの法面がもう土だけになってるんですね。その土を復旧するだけで

すので、単価は安く上がります。

ただこの川尻の、中の谷農地についてはブロック積みですので、そのブロック積みを積み直さないといけないので、単価的には、土羽を積むよりも、ブロック積みの方が高つく、ということでございます。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そしたら、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

はい。討論終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員であります。

よって、第39号議案は、原案のとおり可決されました。

では続きまして、第40号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについての関係部分のみを議題といたします。

提案理由は9月5日の本会議で説明が済んでおりますので、省略をいたします。

その前にですね、質疑に入る前に、今回のこの計画書は、内容的には福祉教育常任委員会及びこちらの総務建設の二つに部分的に分かれるというかね、それぞれございますので、あくまでも、総務建設常任委員会に関係する内容についての質問をお願いしたいと思います。

今、御手元に、一枚もんのこういう書類をね、委員さんには配らせていただいてま

すが、これ目次の部分でありますけども、この目次の部分の内容を見て、関係あるところをしていただければと思います。

この中で第6章については、生活環境の整備ということで、ここの部分については、福祉教育と、この総務建設の両方にまたがってる部分がございますので注意をお願いします。

ちなみに、この6章において、し尿とか、ごみ関係、これは福祉教育のほうになるので、質問対象になりませんので、その点だけ御注意をお願いいたします。

では、これより、本件に対する質疑を行ってまいります。

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

この計画の5章の交通のところなんですけれども、ここにですね今の取組みでA I オンデマンドバスとか書いてるんですが、ちょっと過疎地域のことで、まず、本町の高齢者の交通支援とか、人口の半分が65歳以上の高齢者であるというようなものを、ちょっとつけ加えたほうがよいのではないかと思っております。

○委員長（中川敦司君）

田中まちづくり創造課長。

○まちづくり創造課長（田中久志君）

はい、おはようございます。

まちづくり創造課の田中です。

今委員からの御質問がありました高齢者等の交通問題ということで、その辺の交通課題につきましては、十分認識をしております。

今年度と来年度、2年間かけましてですね、地域公共交通計画というものを作ろうということで今策定を進めておりまして、そちらのほうにですね、そういった課題の部分については、計画の中に入れ込んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

ほかいいですか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

全般になんですけれども、この計画は令和4年から7年ということで、早急にやらなければいけないことがたくさんあります。令和4年度に補助金貰えるのかなっていうので、この優先順位というのはちゃんとつけられているんですか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

おはようございます。総務部仙波です。

委員おっしゃられるとおり、この計画は令和4年度から令和7年度までの4年間の計画となっております。

この事業計画の中に入っている部分が、国のいわゆる財政的な支援を受けられるというところで、例えばですけれども、もしこの計画が、今回議会のほうでお認めいただきましたら、今年度から、国の補助を受けられることになっております。

例えばですけれども、道路整備における光風台大橋の改修事業であるとか、そういった部分については今年度の部分も対象にさせていただくよう、あと圃場整備の部分につきましても、対象に、今後、申請を上げていく予定にしております。

あと、令和7年度にかけて想定されている一番の課題というのが小中学校の整備事業、こちらのほうは、設計費用等々も含まれると、令和7年度までに進めていくという現在のところ計画になっておりますので、その部分についても優先順位をつけて、あとは、今現在策定をしております公共施設の再編、ここに当たりまして、今後、今年

度に答申がなされまして具体的な方針が決まった場合、令和7年度までに工事にかかる部分もあるかもしれませんが、その場合には、いわゆる、複合施設になる、もしくは、例えば、単独で公民館であるとか単独でっていうふうになった場合にも、その旨を、この計画書に入れた中で、優先順位をつけて整備できるように、計画を立てているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

令和7年度までにやる事業があつて、令和7年度のときに人口が増えてないっていうケースがありますよね。

そしたら令和8年度から残りの期間の計画を立てるといふことですか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

この過疎計画の基にありますいわゆる過疎法というのが、10年間の時限法令になっています。一応国からのいわゆる助言といいますか、計画は、あくまでその先ほどおっしゃられたとおり具体的なものを進めるための計画ですので、当初の5年間で、計画を立てたほうがいいんじゃないかということで助言をいただいております。

で、10年間は現行の法律が、要は有効になりますので、これがええのかどうかはあれなんですけれども、豊能町としては10年間は、過疎指定を受けたまま、その代わりに、国の補助は受けられるという形になりますので、長期的なスパンで考えると、この5年が終わった後にまた次の計画を立てて、その後の計画も進めていくというふうな想定をしております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

委員会のことなんで、農業のことを伺いたいんですけどね、昨日の一般質問の秋元議員の道の駅とか才協議員の農業施策、農業の職員を増やしてくださいとかっていう、東地区にとつたらその優先順位がすごく高いと思うんですね。でも、ブレてるじゃないですか。ここの、昨日も秋元議員がおっしゃった、第4次の総合計画、これを反故にして、令和4年度に策定された総合まちづくり計画。こういうふうに町長がブレていると、この計画をしっかりと立てて、国に言ったとしても、いつやるんですかっていうことを、計画立てても、何ていうかね、優先順位、すごく、早くしないと、高齢化しても農作物ができないということになるんで、この段取りが私にはちょっと理解できないんで、もう少し丁寧に説明いただきますか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

例えばこの過疎計画の20ページを御覧いただけたらと思います。

20ページには、こちら第3章ということで産業の振興ということで、農林業の振興ということで、農林業の振興に係る事業計画としてこちらのほうに、様々な施策を記載をしております。

例えば農業に係る施策で、整備事業に関しては例えば、上から二つ目の農業法人設立事業、これは志野の里等となっておりますけれども、要は農産物を販売できる拠点をもし整備する場合、こちらの経営計画の中ではここに計画を位置づけているのでということで、要は計画に位置づけた形で国の助成措置を受けることができます。

これについては、5年間の計画ですので、

当然私どもとしては優先的に進めていく計画であるというところにはなりますが、あくまでもこの計画上は、令和4年度から令和7年度までにこういった整備を進めますというところで、これから大阪府を通じて国のほうにこの計画を提出していくということになります。

一方で、その下に憩いの拠点（観光施設整備事業）、これは、いわゆる観光の拠点というのもやはり、豊能町の総合まちづくり計画の中では位置づけておりますので、これを整備するのも、令和4年度から令和7年度にかけて、もちろん公共施設の再編計画、これがございますので、これの結果どういう形になるかっていうところにもよるんですけども、令和7年度までにかけて、これを整備していくように進めるという形でこの計画のほうを作成しているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

もう1点だけ。令和5年度は、当初予算に入ってくるかもしれないんですけど、令和4年度については、これから先、補正予算が組み込まれるということですね。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

はい、総務部の仙波です。

スケジュール的には、公共施設の再編というのが、一応、令和5年の1月に答申が最終的になされるという予定になっておりますので、ちょっと私の財政的な想定としては、早くても来年度当初予算、今年度の補正予算にはならないのではないかなと。

ただ、先ほど申し上げました例えば光風台大橋とかは、今の当初予算上はまだ通常の、いわゆる国の助成措置のない形での地

方債で予算を上げておりますので、この計画がお認めいただいた場合には、最終的に、起債の補正、いわゆる今までは普通の通常の橋の整備の地方債であったものを、過疎債を活用するという形の補正は考えているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。ほか、ありませんか。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

まず基本的にちょっと教えていただきたいんですけども、これ出しますよね。

要するに、過疎に指定されたっていうその現実に対して、大阪府からこういうものを出しなさいということに基づいて作りますよね。作って今までいろんな事業計画とかこれはまちづくり計画に基づいて並べたらっしゃるようなんですが、この後これは豊能町の計画だって、こういうことに対して、要するに補助金をください、増やしてくださいっていう趣旨なんですかこれ、過疎計画っていうのは、ちょっとよくわかんないですね。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部の仙波です。

基本的には、過疎、今、当然人口減少の中で、その人口減少を解消するためにはどういったことを行っていくかという計画になっております。で、その計画に基づいて事業をこういう事業をすると、あくまでも基本目標をここに掲げてありますけれども、令和7年度までに1万6,600人、これを維持するということを目的として、この計画を立てている。そのためにこういうふうな各事業を行うという計画でございます。

○委員長（中川敦司君）



秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

ということは、町は当然、この作成する、もう土台ですよ、土台の土台に過疎を回避するにはどうしたらいいかという視点が入ってるってことですね。

これがそうですね、ここ。

さんざん皆さんで検討してきた結果、この事業をやれば、過疎が回避できるというのが、今回の過疎計画とそう受け取っていいですか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

はい。そうなるようにと、思いを込めて作った事業計画でございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

これが土台だったらもうちょっと議会とね、どうしたらいいかってのは真剣に話し合っ、そしてやってくのが筋じゃありませんか。私は単にですよ、これを作れば、今までだったら10パーセントぐらいの補助金しか期待できなかったのが20になりますぐらいの、そういうものしか見えないんですね。

町の裏にそういった思いがあるとはとても思えない。今、管野委員がおっしゃった20ページ一つ見ても、これは今までほぼやってきたことですよ。これで駄目だったから過疎になったわけでしょ。違いますか。

これを超える何かっていうのは当然出てきて当たり前でしょう。

今ここで責めたって、責めてって失礼な言い方ですよ。こう言ったら失礼な言い方かもしれないけども、これが過疎を脱出する計画だってことは私はそのまま素直に

受け取れません。

私だったらこうします、こうしてくださってことを今後言ってきます。

だけど町としてはそういうものを聞く耳がないんだなというふうに、これ見て思うんですけど、違いますかね。

部長の顔見て言って申し訳ないんだけど、このあたりいかがですか。

賛成するってことはね、いろんな意味で議員ってのは大きな責任がありますので、ちょっとその辺り、御答弁願います。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

はい、総務部、仙波です。

先ほど申し上げたとおり、この過疎計画は令和4年度から令和7年度といういわゆる直近の計画になっておりますので、かなり具体的な計画になっております。

過疎脱却のためにということで、例えば先ほど20ページにもありましたが、この志野の里の整備、これを充実するであるとか、観光施設を設けるなど、豊能町総合まちづくり計画に則ってではございますけれども、今までにない施設整備を行う、それとともに、以前からずっと計画されているところではございますが、小中一貫校いわゆる義務教育学校の整備であるとか、公共施設再編に伴って、コミュニティ施設を造るなどの計画も盛り込んでおるところでございます。

こういった思いを込めまして、過疎を脱却するためにというふうに作成した計画でございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

昨日ね、一つ、ただ一点トヨノステーション聞いてもね、前回の質問から、じゃあ

こういうことを、こういうふうなものを作るんですねと、お尋ねしましたよね。

そしたら、いやわかりませんと。だと思います。どこにこの具体的な計画が入ってます、この中の。イメージばかりじゃないですか、これ。

で、ちょっと、えっと思っちゃうの、この観光又はレクリエーションで、既存の公園等を改修・整備することによって、町外から訪れる人の増加を図る。

できますか。

町外から訪れる人のね、増加を図るために、既存の公園を改修・整備する。

これは豊能町の過疎脱却の発想ですか。

どなたかお答えしてください。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

既存の公園等を改修・整備する、これは公園等というふうになっているので、公園だけに限らず、例えば公共施設の再編に伴う、敷地等々も含まれております。

で、公園にこだわるのは例えば、いわゆるほかの市町村の中でも大きい公園があってそこに、当然町内の方も、町外の方も集まって含めて、そういう集まれるような施設になる、そういう思いも込めて、こういったこの憩いの拠点、あとはそこに例えば建物を建てて、そういう観光拠点になるというところも含めて、この憩いの拠点（観光施設）整備事業というふうには、施設を位置づけているところでございます。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

あんまり怒ってもしょうがないけど、ということは、その部長のそういう計画に対して、国は100%補助してくれます、これ。

違いますよね。土台となるお金は町が出すわけですよね。今、壮大な計画をおっしゃってくれましたけれども、それは、これだったら感じられない。

だから、いったいこの過疎計画は何なんだろうと。出すことによって単に補助金が、それが目的なんですと、はっきり言っていたらね、ああ、そうなんだっていうふうにいけるのに、やら過疎を脱却するために計画入ってますって言われたら、これは違うだろうと。

もっと議員を入れてね、それこそ住民入れて、入れるべき計画じゃないかなと私は思いますけどね。

だからもう、単に補助金をね、今まで以上に、楽にいただくための計画ですって、はっきり言っていたらね、それはそれで納得いたしますので。

○委員長（中川敦司君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

おはようございます。副町長の川村でございます。

この過疎持続的計画の方、部長と一緒にやってきました。

今、秋元委員からも、御指摘いただいておりますけれども、二面性があるかと思えます。

当然過疎を脱却するという当然の思い、これを、いわゆる過疎指定を受けるわけでございますので、次の令和13年まで過疎指定という形になってございます。

これを脱却するためにも、この過疎計画を作るということもでございます。

と言いつつも現実的にはですね当然のことながら、いわゆる国からの財政支援というところも受けられるわけでございますので、国からの財政支援を受けるための国が判断する材料としてこの過疎計画を定める

という形にもなっております。

先ほど総務部長が申し上げたとおり例えば光風台大橋でございますとか、既存の事業も全て盛り込んだ上でという形になりますので、当然二面性がある計画になるということになります。

ですから現実的などころも見つつ、それからまたこれからの将来的な構想の部分、これらも盛り込みながら、この過疎計画というのを作っておりますので、その点についてはちょっと御理解いただければというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

できる限り理解したいと思います。できる限り。

ただね、昨日私は提案させていただきました。学校一つ建てるにしてもね、今の段階ではいろんな検討方法があるんじゃないかと提案させていただきました。

また私自身がもうちょっと、自分の中で整理して、またどこかの場で質問させてもらいたいと思いますが、そのときにこれに賛成したがばっかりにね、もう過疎計画でも通ってますなんて言われたら身も蓋もない。

ですからそういうことを、今後、議会の中で出させていただきたくない。過疎計画で上げてますとかね、そういうふうなことは。

これがこのとおり 100%じゃなくて、最初はこう考えていたけども、ちょっとこういうふうに変えましたってことはできるんですか、そういう意味の質問です。

何が何でもこの線に沿っていくってことは、過疎計画ですか。

この1点だけ確認させていただきます。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部の仙波です。

今回、この過疎計画を提案させていただいております。例えばですけれども、今後町の環境であるとかそういったことが変わって、例えばこの過疎計画を変える必要が出てきた場合、当然のことながら改正というのは可能です。法的な意味での改正というのは可能になります。

その場合には、またここをこういうふうに変えましたというところで、議会のほうに御提案をさせていただいた上で、最終的に議会の議決を経て、改正するという手続になるというところでございます。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

ハード面とソフト面というところがあると思うんです。この過疎債を使うのには。

その分け方というか、そういうのは考えておられますか。

○委員長（中川敦司君）

はい、仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部の仙波です。

この過疎債、過疎債という制度自体は、要は地方債といいましてお金を借りる。で、過疎指定を受けている市町村というのは全国にもう約半数でございます。

そこが皆さん恐らくであります。当然有利な制度になりますので過疎債を借りるところで、要は、国のお財布の中の過疎債を皆の市町村で分け合うという形になります。その中にはハードに関する部分とソフトに関する部分でお金を借りれるという制度になっております。

そのうちのソフトに借りれる部分というのは、基本的には、ほかの地方債はソフトで借りるということができません。ただ、

この過疎債だけは例外に、ソフト事業にも充当をすることができるというふうになっております。

ただ、例外的な措置のために、使える限度額というのがちょっと、国のほうの予算で国が決めてるので何ぼかというのはちょっと目処が立たないんですけれども、過去の実績から言いますと、大体、過去の実績でいうと、町村は約 3,500 万円ぐらいというふうにお聞きをしております。

なので、それをどう充てるかというところで、これから、これについては予算措置、もちろん先ほどの補正予算もありましたけれども、枠組みというのがございますので、それをどう充てていくかということにつきましては今後、枠組みはどれぐらいになるかにもよりますので、この計画の中のどれに充てるかっていうのを考えていきたいというふうに思います。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

箱物ばかりにお金を使わなくて、もっと人材育成というか先ほども言ってもらいました農業の人員が、これでお金を使えるなら増やしていただいて、そういうところをちょっと重視して考えていただきたいなと思います。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部の仙波です。

人材の充実については十分努めていきたいんですが、過疎債、ソフト事業には充てられるんですけれども、昨日御質問いただきました町の職員の人件費に、それを充てるということはできませんので、あくまでも事業、こういう事業をやるというところの計画に充てるというところだけは御理解を

いただければと思います。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

そのような事業を充てるようなことで、使っていただきたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

はい。充てる事業についてはまた今後精査していきたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

東地区の再編について、過疎債があるから、ダイオキシンの処理が2年先送りされる。先ほど秋元委員がおっしゃったように、これがあるから、豊能町・能勢町の事業を遅らしてるっていうことにはなりませんでしょう。私、町村議長会も出てますけど、やっぱり能勢町の方に、とても失礼かなと思うんですね、あんたとこの勝手やんみたいなのに、公共施設再編も過疎債も、豊能町のことじゃないですか。

すごく町長の公約とも違うし、これがあるからっていうんだったら、私たちは大阪府の財政局から来られて、お金がうまいこと回れへんようになったら合併もあるでみたいな形で説明を受けてるわけですよ。

もうちょっと待ってたらええやんみたいなのに、なるんじゃないですか、町長の考えやったら。過疎債があるからダイオキシンを遅れる、じゃないですか。だから慎重にこの過疎債を使うこともやっていただきたいんです。

何でもかんでもって、今、才脇さんもおっしゃいましたけど、建物ばかり建てて、合併特例債で困っている自治体もた

くさんあるじゃないですか、こんなホール造ってとか言って。

そのところ、しっかりと見極めていただきたいんですが。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

どういった事業に過疎債を充てるか、これ、ハード事業で、確かに、委員おっしゃるとおり合併特例債のときに、あれも建てよう、これも建てようという事例があって、今苦しんでいる自治体というところも当然、承知しております。

今現在、公共施設の再編の計画を進めております。これについては、今後、住民の方々の御意見もお聞きして、ほんまに豊能町にとってどういった施設が本当にどういう形で要るんかっていうのを、最終的に考えた上で、整備をしていきたいと、過疎債というのはあくまで、まず整備、こういうふうなのを建てるということで決めた上で、その財源として、ほんだら、当然、有利不利があったら当然有利な財源を充てようという考え方で使うつもりをしておりますので、そういった形で、過疎債があるからこれを建てるのではなくって、これを建てるので、過疎債を活用するという考え方で、やっていきたいと思っております。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の答弁は違うと思いますよ。

過疎債があるから、中央公民館を壊す費用も、こっから出るって言って、私は説明を受けました。副議長も受けましたよね。

ですから、今の答弁違うんじゃないですか。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

中央公民館を壊す費用というのはあくまで、それも過疎債の充当になるっていうのは事実です。

で、今後またこれから検討していくんですけど、例えば中央公民館、あれは昭和 53 年やったかな、要は 30 年ぐらいたっているその建物を本当にもう一遍改修して使っていくほうがいいのか、もしくは、今度新しく、当然、最終的に長期的にどういった形のほうがコストが一番安くつくかという視点も含めて考えていきたいと思っております。

で、ちょっと残念ながらといいますか、この中央公民館もそうなんですけれども、町の建物全体に建てからほとんど、要はもうその管理で計画的に、例えば修繕もできておらず、今も中央公民館も外壁がちょっと落ちたりとかっていう状況になっているところです。

建ってから、きちっと計画的に、要するに補修工事であるとか、計画的に整備をされている建物であれば、当然長持ち、これからも先、十分使っていただけるっていうところもあるかとは思いますが、その建物を改修して、本当に使っていくのほうがいいのか、もしくは、それをもう一遍潰して小さい建物、もう少し集約化された建物を建てるのほうがいいかということも含めて、今後考えていきたいと思っております。

その建物を建てるに当たって、もし新しい建物を建てるのであれば、当然そういうふうになると、中央公民館の解体費用も合わせて、要は、過疎債が使えるということで、トータルコストで考えて、どういった整備をしていくのかっていうのは考えたいと思っております。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

聞き間違いやったらすいません、さっき光風台の橋のこと言いほりませんでしたか。それをここで使うと言わほりませんでしたか。それってものすごくおかしくないかなと私思ったんです。

命を守らなあかんような橋をね、これを使わな直されないという、言葉のあやで、私ちょっと聞き間違いやったらすいません。解釈不足だったらすいませんが。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

光風台大橋を改修するのにこの過疎債を使うということは申し上げました。

光風台大橋につきましては、町の橋梁を全部、そうなんですけれども、要は5年ごとに点検をして、それぞれ計画立ててこの橋はこの年度に改修をしていこうというふうに計画を立てております。

で、たまたまたまという言い方がええんかどうかあれなんですけど、光風台大橋はもう近々に整備をしなければならないので、今年度その計画に基づいて、令和4年度の工事費として現在予算に上げております。

これは、過疎債があろうがなかろうが、計画に基づいて整備をしているので、今年度と来年度にかけて整備をする予定です。

で、その整備をする予定の中で、お金を借りるのに、いわゆる利子が安いというんではないんですけど、交付税の措置がされる起債を充てたほうがということで、この計画を認定いただいたら、過疎債を活用して、光風台大橋の整備を行いたいと、もう事業費自体は予算化しているんですけども、その財源として有利な、地方債を借

りたいというふうに考えておるところです。

○委員長（中川敦司君）

才脇副委員長。

○副委員長（才脇明美君）

議員になって、すいませんこんな言うたら悪いんですけど、一年なんですね。ちょっと、この白紙っていうか、基本的に何でも吸収したいと思ってますので、ちょっとややこしいその文言をね、ちょっと入れてもらったら私、こんなにも使えるのかって思ってしまうんですね、その辺ちょっとお気をつけていただきたいと思います。

○委員長（中川敦司君）

副委員長、今のわかりました。

要はもうあの光風台大橋の修繕は、予算化されててね、ただ、もう既にやってる事業やけども、この計画を立てることによってその一部をね、国の、この過疎債かな、活用できる部分が出てきますよというそういう説明だったということで、それで御理解いただけますか。

（「はい」との声あり）

○委員長（中川敦司君）

じゃあ次、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

秋元です。

今ね、光風台大橋がたまたま例になってましたけども、この過疎債、要するにこの町が過疎に指定されたのと指定されていないのでは、今の例えば光風台の橋の修繕もそうですね、今までだったら国から10%しか補助を受けられないけど、たまたま過疎の町に指定されて、今度これを計画を出せば、20%貰えますよとかそういうことですね、要は。

それで、私もさっきの管野委員の質問じゃないけども、気になったのは、本来は、要するにこの町を過疎から脱却するにはどうしたらいいかっていうために国が用意し

たお金なのに、あるいは過疎に指定されて財政が厳しいだろうからって、補助金を増やしてるだろうに、実際は違ったところで使う可能性があるなっていうのが、菅野委員も指摘したんだと思うんですよ、私。違うかな、私はちょっと、そういうふうにも聞こえます。

私自身がちょっとお尋ねしたいのは、逆にね、才脇委員のさっきの質問を聞きながら、要するに人材には使えませぬわね、人件費には。だからこの町としては、非常に財源が下がっていく中で、どうやってその人件費を作り出していくか。

これ町の仕事ですわね、町の仕事として、財政をどのようにしてうまくこう削減していくかっていうふうな動きの中で、いろんな提案をさせていただいてきたつもりですが、そのときに、過疎債を言い訳に使ってほしくないってことです。

いかがですか、これ。こういう計画になってるとか、ああいう計画になってるとか。それはいいですわ。ただ、ああいう計画こういう計画、ずーっとばーっと並べてますが、これ全部対象になりますか。そうじゃないですよ。

だからそういう意味では、これはそれで町としては補助金をいかに取ってくるかっていうような努力ならそういう取組みは認めます。けどもそれを理由に、言い訳にして、じゃあ経費削減に向けてどうしたらいいかっていう、議員の提案に対して、要するに、言い訳に使ってほしくない。

これ、お約束いただけますか。

○委員長（中川敦司君）

はい、塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

これまでの計画というものが、今、継続しているものもあれば、そして今後、この有利な過疎債を使うという形で、際限を生

み出してくるというのも、それぞれの事業の中にあります。

ですので、過疎債があるからとかということではなくて、有利な起債ができるというところで、その中身はさらに増える部分もございますけれども、そういう部分で今後しっかりと議論をしていかないといけないのはもう皆さんのおっしゃるとおりでございます。

有利な起債が可能であって、その可能な部分として、さらに財源が生み出せるという部分、もう本当に微々たるものですが、そういうものをうまく活用して、過疎脱却のところにに向けた、事業展開をしていくというところでございますので、過疎債があるからとかそういう形で、検討する内容ではございませんので、どうぞ御理解いただければと思います。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

わかりました。過疎債があるから何でもかんでもやるっていうふうなことはしないってのはわかりました。

もう1点私がお願いしたのは、過疎債をこうやって事業計画に上げているから、もうそれは変更できませんよとかってそういうことはないですよと、幾らここに挙げていても、この豊能町の今後の財源考えてこっちの道のほうを行った方がいいなということであれば、そういう道も選択していただけるんですかという、これについてはいかがですか。

○委員長（中川敦司君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

おっしゃるとおりでございます。

有利な財源が生み出されるということですから、プラスに転じて、さらに上回る計

画をみんなで議論をするというのも一つですし、そして、今までどおりと同じものであるなら、その起債の借り方という部分で、ほかに財源が生み出せるようなものとして有利であればこの過疎債は借りるところですので、これを、この計画の中に入れてからということで、それ以外のものは考えない、または、そのものを修正しないということではございませんので御理解ください。

○委員長（中川敦司君）

ほかよろしいですか。

私のほうから1点よろしいですか。

今、秋元委員がおっしゃったことに関連するんかもわからんけども、この計画書の13 ページで、PDCAの話が載ってますけども、結局は、今、この立てた計画は、PDCAのこのプランの部分で、これを実行してチェックして次、改善、アクションかけていくというね、そういうステップをどんどん踏んでいきますけども、今言ってる、この計画でやってきたけども、やはりチェックしたらこうやから、よろしくないからやっぱこうせなあかんというちょっと一部計画が変わるみたいなね、そういう部分がこのアクション、改善の部分になるかと思うけどそういうことも、当然やっていくこともありますというふうなことで、もう一遍確認ですがよろしいでしょうか。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

ありがとうございます。

常に事業を展開するということはPDCAを繰り返して、そして評価をして、次にということになりますので、このPDCAはしっかりと、もちろんさしていただきたいと思えますし、いろんな御意見を賜りながら、修正もあると。それがPDCAであると、これはしっかりとやっていきたい

と思います。

○委員長（中川敦司君）

その上で、追加で私、いいですか質問させてもらって。

いわゆるPDCAのサイクルをしっかりと回して、機能させていきますということがこの13 ページの大きな6 番かな、計画の達成状況の評価に関する事項ということで、文章化されております。

前もちょっと言わせてもらいましたけども、あくまでもこの計画の、いろんな項目挙げている内容は、どのように進展してるのか、いい形なのか悪い形なのかどうかわからないけども、どういう状況なのかっていうのは、あくまでも、毎年作成している事業評価・主要施策成果報告書により管理を行い、その結果をホームページで公開とありますが、それはあくまでも事業評価・主要施策成果報告書という形でしか、いわゆるこの計画、今回のこの本計画の進捗状況というのはわからないというふうなことなのですかね、その辺りどうなんですか。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

ここの計画に書いてありますとおり、主要施策成果報告書で、このPDCAの状況を公開するという事で考えております。

ただその、主要施策成果報告書の中にどのような形でそれをお知らせするか、以前は、その事業の中に溶け込んでっていうのを申し上げたんですけども、これの部分が、できるだけわかりやすいようにちょっと、方法論、主要施策の中で公開をするつもりはしておりますけども、それをどのような形で報告するかというところについては、ちょっと今後検討したいと思っております。

○委員長（中川敦司君）



そやね、前もその辺り私しっかり言わしてもらったけども、本来であれば計画に載ってる、この項目はこんなふうにします、あんなふうにしますという計画のそれぞれがどうなのかっていう形でしないと、本当にこの計画は立てたけどもその計画が本当に思いどおりに進んでるんかどうかっていうのは、きっちりと把握し切れなないと思いますよね。

それとは別もんでね、対比せなあかんような資料であれば非常にやりにくい。

だから計画を立てたんやったら、その計画がどうなのかっていうのをしっかりこの計画とマッチしたね、そういう結果をしっかりと、1年に1回なのか、1年に2回なのかわかりません。主要施策成果報告書やから1年に1回ですよ。1年に1回になるかもわからんけども、その状況がどうなるかのようなこの計画書の各項目にマッチした形でしっかりと対比できる、そんな形で示さないと本当にいい方向に行っているのか、はたまた悪い方向にいつてるのか非常に判別がしにくいね、計画に終わってしまう可能性があるんで、そこを私は前も言わせてもらったんやけども、その辺りほんましっかりとね、状況がね、見えるように、その表現をね、検討をしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

大丈夫ですかね。もう一遍ちょっと。

はい、仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

はい、総務部、仙波です。

主要施策の中で、議員の皆さん、住民の皆さんがわかりやすいように、この計画がどういうふうに進んでるかというのが、わかりやすい表現ができるように、今後ちょっと考えていきたいと思っています。

○委員長（中川敦司君）

よろしくをお願いします。

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

気になったんですけども、これ総合まちづくり計画に沿ってって言ったかな、言ってましたよね。で、私は総合まちづくり計画、毎回ずっと傍聴できてたわけじゃないんですけど、ということはそのときに、過疎にならないようにはどうしたらいいかという、そういう視点で、総合まちづくり計画は作られたんですか。

さっき私、もしそうだったらね、住民交えてやったらどうかって言ったけども、もしあの場がそういう場だったら、ちょっと失礼なことを申し上げたなと思ったので、それが前提になっていたかどうかだけお尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

松本まちづくり調整監。

○まちづくり調整監（松本真由美君）

はい。過疎計画が、今後作られるという想定のもとで総合まちづくり計画が作られたわけではございません。

総合まちづくり計画は人口ビジョン等も示しておりますように、人口増加策も盛り込んで、町を今後どうしていくかというのを、町の上位計画として策定したわけでございまして、今回過疎計画を作るに当たりまして、町がどういうまちにしていくのかというところで、この過疎計画の中で、総合まちづくり計画で掲げている計画をどのように、過疎計画で盛り込んでいくのかというような内容を落とし込んでいっているというふうに理解しております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

確認です。

過疎計画は過疎脱却の、そうならないための視点が土台になってますねって言った

ら、そうだとおっしゃってたので、確認させていただきましたけど、そうじゃないんですね。

もしそうならば私そのときに、そういう土台を作るんだったら住民や議会やらね、一緒になって考えて、それを土台に作られるべきじゃないかと言ったけども、今、質問させていただいたように、総合まちづくり計画が土台ならば、総合まちづくり計画に過疎にならないためにどうしたらいいかって議論が入っていたのかなって質問させていただきましたら、そうじゃないと。

そうじゃないっていうならば、この持続的発展計画の土台というのは基本的に、過疎脱却のためじゃないんだなあというふうに、自分の中で落ち着くだけなんですけど、ああ、そうだったのかってだけで。

○委員長（中川敦司君）

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

総合まちづくり計画のほうは基本的に人口が今減少している中で、人口減少、食い止めるといいますか、要はこの目標期間の中で、1万5,000人維持をするためには、こういうふうにやっていくよというふうな、総合まちづくり計画になっております。

人口が減っていくと、どんどん実際のところ過疎になっていくんですけども、この総合まちづくり計画を作っている時点では、まだその過疎指定を受けるといって、その前提ではなかったというところで、総合まちづくり計画は、先ほど松本まちづくり調整監が申し上げたとおり過疎を前提に作ったものではないというふうに申し上げます。

ただ、人口が減らないようにという、その目標的なものは同じなんですけれども、そういった視点では作られていなかったと

いうことを申し上げました。

で、過疎計画というのは実際に過疎指定を受けた、それを受けて、過疎指定を受けたという事実を受けまして、過疎にならない、今後、過疎から脱却するようというところで、この計画を作ったというふうに申し上げております。その計画というのはあくまで、過疎にならないようにというのと、人口を要は維持する人口は減らないようにというのが、同じ目的になります。

で、なおかつこの総合まちづくり計画というのは、町の最上位計画でございますので、過疎計画もそれに倣った総合まちづくり計画をベースに、この計画を作成させていただいたというところです。

○委員長（中川敦司君）

はい、秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

じゃあね、過疎化にならないために、過疎、今、否定されちゃったんですけども、これからもっと下げない、過疎ではない町に戻るためにどうしたらいいかっていう視点がここに入っているとおっしゃったから。しかもそのために、総合計画と整合性あるようにしてますとおっしゃるから、総合まちづくり計画にその視点が入ってるかと思ったら違うわけですよ。

となったら、過疎から脱却するための、その視点に基づいた土台の議論はどこに入ってますかっていうのが、確認なんです。

それはなくて、単に総合まちづくり計画の計画を持ってただけですか。

ま、いいです、これは。

もし、お答え願えるならしてください。

○委員長（中川敦司君）

はい、川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

確かに先ほど松本調整監それから仙波部長からも御説明させていただいております

けれども、確かに総合まちづくり計画は令和2年・令和3年度に審議をいたしまして、今年度、令和4年度からスタートしてるとい状況です。

当然この中の事実としては、過疎指定をされるという事実は当然ございません。

ただ、その総合まちづくり計画の中ではですね、当然のことながら、この人口をいかに増やしていくのか、そういういわゆる視点というのを盛り込んで、この議論、検討してまいりました。

特にその令和13年度に人口1万5,000人を維持というようなことを目標に掲げさせていただいているというところで、いかに人口を、その減少を食い止めていくのか、そういう観点でのことからその計画のほうを策定しております。

一方、過疎計画のほうもですね、ですからこれあくまでも人口がもともと平成7年度から令和2年度間の人口減少率の観点から今回過疎指定されたという部分がございます。

要するにベクトルとしましてはやはりいかに人を、その人口を減少するのを防ぐのかということも過疎計画、これまさに、その減少率をいかに減少させるのかということところが過疎の計画の目標ということですね。基本的に考えてる思想というのは全く同じでございます。ですからそれに整合性がとれてないというわけでは決してございません。

ですからあくまでも人口を増やしていく、過疎脱却していくというところでは、その点で合わせますと、総合まちづくり計画及び過疎計画についても、その基本的な路線、思想、それについては全く同じでございますので、その辺は整合性はとれているというふうに考えております。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

整合性がとれてないじゃないかってことを言いたかったんじゃないんです私は。

過疎を脱却するためにはどうしたらいいかという、そういった議論があった上での事業計画ですよ、と。その事業計画というのは、それ以前の前に、まちづくり計画の中と合ってますよと。

そうですね。実際そうだと思いますよ。

だけど今さっきに戻りますように、過疎を脱却するための、今後の豊能町の事業は、どのようにしたらいいかっていう、その議論はどこでされたんですかって聞いてんです。

私は、それだったら住民を交えたらいいじゃないかと、議会を交えたらいいじゃないかっていうことを、その前にですね、言ってしまうてるものですから、総合まちづくり計画がその場であったらちょっと申し訳ないなって言って、お尋ねしたんです。

その場でそういう視点があった上での、総合まちづくり計画だって、過去に戻っただけなんです。整合性がないとか言ってるわけじゃないんです。

改めてお尋ねします。

過疎を脱却するためのその議論ですね、それはどの場でなされたんですか。

○委員長（中川敦司君）

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

過疎、いうことでございますけれども、ですから総合まちづくり計画の中におきましても、先ほど申し上げたとおり、人口を増やしていくという点の視点というのがございますので、その過疎というのは基本的には、ですから人口をいかに増やしていくのかというのが、過疎を脱却していくかという点でございますので、当時は確かに過

疎指定はされてなかったという事実はございます。

ただ方向性は同じことをそもそも、総合まちづくり計画の中の審議会の中でも議論をされているわけでございますので、その方向性としては、同じ方向性であるというふうに認識しております。

○委員長（中川敦司君）

ちょっと整理させていただきます。

総合まちづくり計画は、令和13年度にかけて、人口1万5,000人だったかな、そういう、減っていくのはもう致し方ないけども、下がっていくのは仕方ないけども、令和13年度で1万5,000人を、ちゃんとキープしましょうねというところが主な観点で、それに対してどうしていくかみたいな計画がなされていると。

これあくまでもこれ10年間でしたっけ。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

10年間という長きにわたる間での取組みというね、そういう位置づけで、今回のこの過疎関係の計画書は4年でしたっけね。

（発言する者あり）

○委員長（中川敦司君）

4年間、令和7年までの計画ということで、令和7年というのは、このグラフのちょうどこの辺やと、この辺でいくと、1万6,600人の維持が必要ですねと。だからそういった意味でその維持するために、要は、この総合まちづくり計画の内容をしっかりと使って、この1万6,600人を令和7年度に維持する取組みをしていきましょうと。

だから、そういった意味で全くこの同じグラフの傾きの方向性だから、一緒の方向を向いていると、そういうふうな、いわゆる説明うかぬ考え方でよろしいんですかね。もっぺんちょっと。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

まさに委員長おっしゃってるとおりですね、その方向性とまさにこのグラフの傾きと同じでございますので。

基本的に、例えばこの過疎計画のほうも今これ4年間となっておりますけれども、過疎指定自体が令和13年3月31日までとなっております。ですから、令和8年から令和12年、5箇年のいわゆる過疎計画というのを新たにまた策定ということになりますので、当然その中に盛り込んでいくということになりますので、基本的にはこちらのほうは4年計画ですけれども、そのあとプラスまた5年計画ございますし、総合まちづくり計画のほうは10箇年計画ということになりますので、そこの整合性も図りながら今後も進めていくという形になります。

○委員長（中川敦司君）

だからもう一つ言わせてもらおうと、この1万5,000人を維持していくためにも、この令和7年度のこの計画の4年のね、令和7年度には1万6,600人をキープしとかないかんというね。せやから、これをキープすることによって、この総合まちづくり計画、この10年先までのこの計画をある程度、維持することにもなるんですよとそういう意味ですね。

川村副町長。

○副町長（川村哲也君）

まさに、委員長おっしゃるとおりでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい、才脇副委員長。

○委員（才脇明美君）

流れに乗れなかったんですけど、PDCAサイクルとか言ってますけど、これ基本的な当たり前のことですよ、これすることは。計画、実施、そして、これ最後、実

行ね。その間にやっぱり報告、常に報告し合って、グッドニュースは後で、バッドニュースはもういち早く報告すると。そういうね、私、この行政の皆さんの、全体朝礼とか、ミーティングとか各部署の毎日のミーティングとかそれを皆さんに報告するとか、そういうことされてるんでしょうかっていうのが、ちょっと今、どうかと思うんです。皆さん共有されてるのかという、この事態を。おおむね、理解はされてますけど、こういう切迫としたこの緊張感が、皆さん浸透しているのかなと思うんですね。

常にこの報告をされてるのか、こんなのおこがましいですけど、企業であつたら、こんなわけにいきませんよね、絶対に。

毎日、各部署でミーティングがあつて、週に1回は全体ミーティングというか全体朝礼というものがあつて、皆さん共有していく。それでないとこの町はもう全然一丸となつてないなと思ってしまうんです。その辺の体制ですよ。各部署、各課は勝手にしてる。知るかみたいな感じも何か受け取れるんです、私は個人的に。

そうじゃなくて、皆さん意思の疎通をしっかりされて、この町のために、豊能町のために、どないかしよかなつていう気持ちにさせるつていう人が、先頭に立って、やってほしいと思うんですが、その辺をちょっとお願いします。御返答お願いします。

○委員長（中川敦司君）

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

はい、ありがとうございます。

常に、それぞれの各課、原課というところは、事務そのものを担って、そこでの課題、それはものすごく全体で共有をそれぞれの部署の中で、課題を抽出をして、それを解決する方法という形で検討いただきます。

それが上がってくるという部分では、部長会も含めて、それから政策会議も含めて、喫緊に取り組まないといけない事項をどういうふうに解決するかというような形は、仕組みとしてもしっかりあります。

で、主要成果報告書というのは決算に基づいた形のもので、その記載事項でありますとかっていうのは、これからちょっとまだ検討しないといけませんけれども、記載方法であるとか、そういう部分で、今回の過疎指定のものを使ってとか、いわゆるその整合性がとれるような形はしていかないといけないと思つてます。

ただ、私たちの市町の状況というのは、いわゆる首都圏といいますか、一極集中とそれ以外のところというのはもう地方過疎、ということで人口減少が一番の課題であるというのはもう全部認識をしておりますので、その方向に向かって、計画があり、そして計画に基づいた形の事業展開をし、そしてその反映、変更、それから評価、そういう部分をしっかりとやる仕組み、おっしゃるとおり、もっともつとしていかないといけないと思つますけれども、今後も含めてですね、しっかりとさせていただきたいというふうに思つます。

○委員長（中川敦司君）

才協副委員長。

○副委員長（才協明美君）

期待します。

○委員長（中川敦司君）

いいですか、ありませんか。

1点すいません、いいですか。

さっきのPDCAのサイクル回して、結局チェックがきちとした形で出てくるのが年に1回。主要施策成果報告書、決算時に出てくるあれやから、年に1回というね、勘定になりますけれども。実際は、各それぞれの項目ごとには、各部門で、どのような

状況なのかというのは例えば半期に1回とか、3か月に1回とかいうふうなそういう形でしっかりとチェックはしていただいている、それとも全てがもう1年たってはじめて、どうやったってというそういうふうなことをやってるのかその辺りどうですか。

私、ちょっとあの、会社勤めしてたときのあれでいくと、やはり1年経ってどやったっていう、当然それはね、総トータルの部分ですけども、半期に1回、半年に1回とかね。そんなふうな形で適宜チェックをかけて、状況がどうなのかっていうのを見ていった、そういう経験はありますけども、行政がどんなものなのかちょっと私わかんないけども、私が目に見えるのは年に1回のこの主要施策成果報告書でしか見えないんですけども、でも実際公開してもそうやけども、個々には、しっかりと定期的にもっと細かく、半年に1回とか3か月に1回とかいうレベルで、各項目もチェックはされてますよという、そういうふうな認識でいいのかどうかちょっとその辺ちょっと確認させてください。

仙波総務部長。

○総務部長（仙波英太郎君）

総務部、仙波です。

この過疎計画に載ってるか載ってへんかはもう全然別で、要は町全体として進めている事業、これには、当然事業の重要性もやっぱり重要なもんもあれば、軽いもんもありますし、いろんな事業があります。

当然のことながら、町の部局のほうも、当然、部があって課があって、例えばグループ制を敷いているところとかもありますけれども、その事業の重要性に従いまして、当然のことながらここは課長はちゃんと毎週事業展開を確認してる。で、ちょっと重要なことになれば、これは部長に報告して報告をする。

先ほどありましたけども、部長会とか、政策会議というのが月に2回。政策会議が月1回と部長会が月1回で、場合によってはそれを政策会議に上げたりとかっていう形で、全部長級は、少なくとも月2回、状況を、当然進捗状況等を報告する場がございますので、その場の中では当然全庁的にまたがるものについては報告もしくは議論をしているというところでございます。

その中でもさらに重要な部分になりましたら当然、事業ごとに、今までもちょっとできる限りさせていただいてるんですけど、当然議会のほうにも報告等をさせていただいて、進捗のほうは全て、要は、町全体として管理をしているというふうな形になっております。

○委員長（中川敦司君）

わかりました。

じゃ、公に公開するのは年に1回やけども、しっかり細かくチェックは、そのね、内容によってはしてますよというようなことなんで安心をいたしました。

はい、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

なければ、議論を終結をいたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員であります。

よって、第40号議案は原案のとおり、可決されました。

続きまして、第 41 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算（第 4 回）の件の関係部分のみを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

それでは、第 41 号議案、令和 4 年度豊能町一般会計補正予算（第 4 回）につきまして、関係部分に係る提案理由の御説明を申し上げます。

御手元の補正予算書の 7 ページを御覧ください。

第 3 表といたしまして、債務負担行為（追加）でございます。本庁舎警備等委託事業につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

続いて、高田支所長。

○吉川支所長（高田浩史君）

吉川支所の高田です。よろしくお願いたします。

債務負担行為補正（変更）は、窓口収納円滑化事業について、期間を 1 年延長し、令和 4 年度から令和 9 年度にするものです。

この事業につきましては、吉川支所に自動釣銭機の導入を予定をしており、機器の保守管理業務について、契約開始が今年度の途中になることから、5 年間の債務負担行為の末尾を平成 9 年度に変更するものです。

○委員長（中川敦司君）

はい、平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

よろしくお願いたします。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして、説明申し上げます。

最初に歳出から御説明申し上げます。

14 ページを御覧ください。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 11 自治振興費の 4、自治会運営支援事業でございますが、新光風台自治会館の屋根の修繕に係る補助金を補正するものでございます。

○委員長（中川敦司君）

はい。仲村建設課長。

○建設課長（仲村晴好君）

はい、建設課の仲村です。

次に 18 ページをお開きください。

款 13 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 耕地災害復旧費の 1、耕地災害復旧事業でございますが、先ほど、第 39 号議案で、承認いただきました農地災害復旧工事に係る費用を補正するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について説明申し上げます。

11 ページへお戻りください。

款 14 分担金及び負担金、項 2 分担金、目 1 災害復旧費分担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る分担金でございます。

続けて 13 ページを御覧ください。

項 2 府補助金、目 9 災害復旧費府補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました耕地災害復旧事業に係る府補助金でございます。こちらの補助率 50%となっております。

○委員長（中川敦司君）

はい、山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

次に、款 20 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として 1 億 5,437 万円を増額するものでございます。

説明は以上になります。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

はい、それではこれより本件に対する質疑を行います。

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

14 ページの新光風台自治会の修繕、屋根雨樋の改修と伺っていますが、駐車場のことは入っていないんですか。

今、新光風台の自治会の当初予算案を見てるんですけども、屋根が 440 万と駐車場が 95 万入ってるんですけど、この分だけですか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

お答えします。今回の補助金で補正提出させていただいてます分の、自治会のほうから申請いただいている分につきましては、屋根の修繕ということではいただいております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

はい、管野委員。

○委員（管野英美子君）

自治会の総会で、賛同されているので、それは構わないんですけど、何か一定の所定の様式とかあるんですか。それともお手紙が来ているとか、どういう段取りで進めておられますか。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい、総務課、平田です。

当初、年度初めにですね、行政連絡協議員会議の場所ですね、こちらのほうから

交付金についての御説明をさせていただきました。で、その後ですね、自治会長さんのほうからまずは口頭でこういうことを考えておると、いうことも御相談いただきました。

その後ですね、まずは事前協議書という形で、自治会のほうから、提出をいただいております。内容を拝見させていただきまして、一応、補助金の対象とできるなというところで、一応、対象としての採択という結果は、御通知をさせていただいております。

ただ、ちょっと先ほど申し忘れたような形になるんですけど、今回、この補助金につきましては、施設、簡単に言えば、自治会館等の建物が対象になりますので、土地に係る分、先ほど駐車場とおっしゃいましたけども、その分については対象外ということになりますので、申請のほうはいただいております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

建物は町が建ててくださって、小さな改修、中とかは自治会でやっていると思うんですが、土地も豊能町のものなんですけども、それは、補助対象にはならないということですね。

○委員長（中川敦司君）

田中都市計画課長。

○都市計画課長（田中克生君）

はい、都市計画課、田中です。

新光風台自治会の横の駐車スペースにつきましては、都市計画課のほうで管理しております緑地になります。

緑地を自治会の皆さんのほうで占用していただいているということになります。

以上です。



○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

参考までに教えていただきたいんですけど、今回一部屋根の上に載っけるという修理ですわね。あれの経費じゃなくて、もう土台から建て直した場合のこの補助率ってのは同じだったっけ、ちょっと記憶が3分の1なんだけど、もし間違っていたら、お願いいたします。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

総務課、平田です。

委員おっしゃられてますように、率につきましては、3分の1でございます。

ただ、補助対象の補助額というものが、額ですね、新築改築等については、1,000万限度。修繕につきましては、その他の修繕等につきましては300万円を限度という形にさせていただいております。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

新光、あれから三十何年たって屋根で、またもたせようとしてますけど、光風台とか、ほかの自治会のほうは、今のところこういう動きというか申請は、出てきてませんか。今回、光風台があるし、新光あれしたんならうちとか。光風台も過去あったかな。ときわ台が建て替えてますわね。てことは、一段落してるってことかしら。

あと、こちらの東地域のほうも、東地域なんか特にどうなってるかお尋ねします。

○委員長（中川敦司君）

平田総務課長。

○総務課長（平田 旬君）

はい、総務課、平田です。

現在、今年度に入りましてですね、実際、今現時点でもう1件、事前協議という形で提出はいただいております。切畑自治会になります。同じく自治会館内の修繕ということでお聞きしております。

で、その他につきましてはですね、今、具体的に申請書が上がっているとか協議中であるという案件はございません。

もう年度当初ぐらいですかね、光風台自治会のほうから、自治会長様を通じて御相談はございました。内容は、建て替えということでございました。お話としてはいただきましたが、最終的にはですね、自治会内の予算的なものも含め考慮されて、一応、それは、計画のほうは、しないというような形で、結果をお聞きしております。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

7ページの債務負担補正ですね追加の、これはこの2,502万円は財源はどうなっているんでしょうか。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

今回追加で債務負担行為を上げさせていただいております本庁舎警備等委託事業につきましては、今現在本庁の夜間の警備とあと土、日、祝日の受付委託業務に係るものでございます。

こちらの契約が、令和5年3月31日までということになっておりまして、令和5年4月1日から業務をまた行っていただくために、契約の準備行為に入りたいということで今回、債務負担行為を上げさせていただいております。

ですので、予算につきましては契約が決

まりまして、令和5年度の4月からの予算になりますので、令和5年度の当初予算に計上することになります。

以上です。

○委員長（中川敦司君）

寺脇委員。

○委員（寺脇直子君）

一般財源からってということですね。

○委員長（中川敦司君）

山内行財政課長。

○行財政課長（山内 拓君）

行財政課、山内です。

財源については一般財源になります。

○委員長（中川敦司君）

よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

そうしましたら、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（中川敦司君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○委員長（中川敦司君）

挙手全員であります。

よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付された案件は全て終了をいたしました。

続きまして、その他について委員間ですね、この6人の委員間で討議を行うような事柄、事項はありますか。

ありませんか。

菅野委員。

○委員（菅野英美子君）

視察に行きませんか。

議会で、農業のことをよくおっしゃって秋元委員も才脇委員も、中川委員長もそうなんですけど、田んぼアートとか、それから、1,000万も儲けてる農家のところとか、そういうところを調べていってみたいと思うのと、それから、そのときに、そのときに、農林商工課の人も、一緒に同行していただくということで成果が上がってる例があるんですね。図書館、図書館館長を同行して今、展示とかすごく、充実した図書館になっていると思うので、ぜひ職員の方も同行していただきたいと思っていますがいかがですか。

○委員長（中川敦司君）

今、菅野委員から、農業関係でね、いろいろと意見がね、出てまして、いわゆる、視察したらどないやという話がありましたけども、委員の皆さんどないですか。

秋元委員。

○委員（秋元美智子君）

コロナになって本当に視察もできなくなって、やっぱり現地行くととてもわかりやすいし、特に行政の方と一緒にいくと、議会が何を言ってるのか、お互いにイメージつきやすいついていうのかな。

ただ残念なことにコロナなのでね、駄目だったので、先方さえよかったらば、私はもうできる限り視察は行ったほうがいいと思ひまして、ぜひお願いしたいなと思ひますので、お願いいたします。中身につきましては、いろいろ相談さしていただきたいにしても、賛成でございます。

○委員長（中川敦司君）

はい。今、秋元委員のほうから行ったほうがいいんちゃうかというそのような意見ございましたが、皆さんも同じような意見でよろしいですか。

いいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。

寺脇委員もいいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。

川上委員もオーケーですね。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。ということは6人の委員ね、皆さんで、意見としては、視察行こうやないかというそのような方向になりましたけども、そうなった場合農業だったら農林商工ですかね、そういった部門になりますけども、今、そのような意見ございましたけども、どうですか、もしそういうふうな方向性になった場合、それは。

中谷農林商工課長。

○農林商工課長(中谷康彦君)

はい、農林商工課、中谷です。

できる限り、御協力というか、日程が合えば、ぜひ、参加させてもらって勉強させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○委員長(中川敦司君)

ということで取りあえず行政側としても、もし視察があるのであれば、一緒にね、同行というような意向の話がございましたので、取りあえずまだどこに行くとかね、どんな内容でいくというのはまだ決まってませんけども、行く方向で、今後また、再度ね、検討をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。そうしましたら、以上で本委員会を閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中川敦司君)

はい。異議なしと認めます。

よって本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり、町長から挨拶がございました。

塩川町長。

○町長(塩川恒敏君)

委員の皆さん本当にありがとうございました。

総務建設常任委員会、今日いただきました御意見は、真摯に受け止めながら、しっかりと進めていきたいと思ひます。

長時間になりましたけれども、本当にありがとうございました。

○委員長(中川敦司君)

では、これをもちまして、総務建設常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後0時18分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会総務建設常任委員会

委員長